

宮城県・仙台市の「まん延防止等重点措置」解除に伴う 新たな取り組みを受けての市長メッセージ

- 市民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染対策として宮城県に適用されていた「まん延防止等重点措置」は5月11日をもって解除されることになりました。
- これを受け、宮城県と仙台市は、重点措置の解除が感染再拡大（リバウンド）の引き金にならないよう新たな対策を講じる必要があるとして、独自に発令していた「緊急事態宣言」を31日まで延長しつつ、5月12日から31日までの期間を「リバウンド防止徹底期間」に設定し、対策パッケージを展開していくこととしています。
- 本市としても、市内の感染状況は一旦落ち着いたように見えますが、全国的な変異ウイルス感染者の増加や重点措置解除による感染防止意識の緩みなどにより再度の感染拡大が懸念されることから、宮城県・仙台市の対策と協調し、新型コロナウイルス感染症拡大を県民が一体となって防止するよう取り組みを進めてまいります。
- リバウンド防止徹底期間においては、感染拡大の対策として「基本的感染対策の徹底」「県民への要請」「イベント主催者等への要請」「飲食店等に対する要請」が求められておりますので、市民・事業者の皆様におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。（別紙「重点措置」の解除に伴う新たな取り組みのとおり）
- 市民の皆様には、マスク着用・手指消毒や「三つの密」（密集・密接・密閉）の回避などの基本的な予防対策と合わせて、県外との不要不急の移動（特に感染拡大地域）、大人数での会食の自粛、お店が求める感染防止策に対し、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。
また、集会・イベント開催については収容人数制限の緩和、また、酒類を提供する飲食店などの営業時短要請が終了となりますが、引き続き感染防止対策を徹底することについて、ご協力をお願いします。
- 感染の不安がある方や体調のすぐれない方などは、速やかに「かかりつけ医」や宮城県の「受診・相談センター（コールセンター）」に御相談ください。
（受診・相談センター電話番号 022-398-9211 24時間対応）
- 本市では「気仙沼市感染症クリニック」を開設しています。発熱等の症状により受診を希望する方は、あらかじめ電話予約をお願いいたします。
（診療日 月・水・金・土曜日（祝日除く） 電話番号 080-4885-9465）

「重点措置」解除に伴う新たな取組について（リバウンド対策の強化）

- 現在の新規感染者・病床のひっ迫状況等は「重点措置」適用前に比べ一定の落ち着き
→ 他方、「重点措置」の解除が**感染再拡大（リバウンド）**の引き金とならないよう**新たな対策**を講じる必要あり

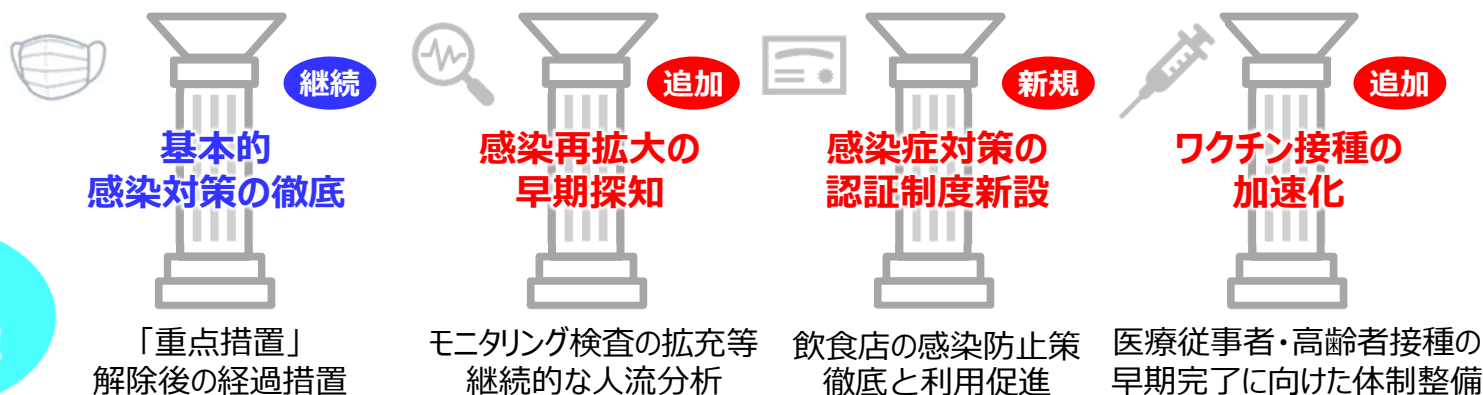


5/12以降の取組

- 3/18発令の県・仙台市独自の「緊急事態宣言」は継続しつつ、**リバウンド対策の強化**に取り組む
→ 特に**5月31日まで**を「**リバウンド防止徹底期間**」に設定し、以下の「**対策パッケージ**」を順次展開していく

リバウンド防止対策パッケージ（4本柱）

ポイント



基本的感染対策の徹底



対策①

期間	令和3年5月12日から同年5月31日まで（リバウンド防止徹底期間）	対象区域	宮城県全域
対策の概要	「重点措置」解除に伴う経過措置（基本的対処方針見直し等に伴う対策の追加等を含む）		

対象	地域	主な協力依頼内容	～5/11との比較
県民	県内全域	県外との不要不急の移動自粛（特に感染拡大地域）、 飲食を伴う 行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒）等	実質変更なし
イベント	県内全域	開催制限（ 5,000人か収容率50%のいずれか大きい方 ）、ガイドラインの遵守、追跡対策等	開催制限緩和
飲食店	仙台市内	接待を伴う飲食店等・酒類を提供する飲食店等 に対する営業時間短縮（午前5時-午後8時 ※酒類の提供は午前11時-午後7時）の協力要請	法24条9項に基づく要請へ変更
	県内全域	感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等	法24条9項に基づく要請
その他の施設	県内全域	入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守 等	仙台市内の施設に対する時短営業緩和
事業者		感染防止対策の徹底、テレワーク徹底等による出勤者数減	実質変更なし
大学等		マスク会食の徹底、感染防止と学修機会の確保との両立 等	実質変更なし

※ 下線部の内容は、「重点措置」解除及び5/7の基本的対処方針見直しに伴い変更等したもの

県民に対する要請等（新旧対照表）



対策①

「重点措置」適用期間（5/11まで）	リバウンド防止徹底期間（5/12-31）
○ 不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること	○ <u>外出・移動の際には「三密」・「5つの場面※」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること</u>
○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は延期・自粛すること	○ 県外との不要不急の移動、特に <u>緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等</u> との往来は延期・自粛すること
○ 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること	同左（継続）
○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（特措法第31条の6第2項）	○ <u>感染対策が徹底されていない飲食店等や、時短要請に応じない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること</u>
○ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること	
○ 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること	○ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・ <u>行事</u> を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
○ 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること	
○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること	同左（継続）
○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること	同左（継続）

※ 感染リスクが高いとされる、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

イベント主催者等に対する要請等 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)																		
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ (COCOA) , みやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること	同左 (継続)																		
○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること	同左 (継続)																		
○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること	同左 (継続)																		
○ 以下の収容率・人数上限のいずれか 低い方	○ 以下の収容率・人数上限のいずれか 低い方																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">収容率</th> <th style="background-color: #cccccc;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの※1 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000人</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) </td> <td style="vertical-align: top;"> 50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収容率		人数上限	大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ffff00;">収容率</th> <th style="background-color: #ffff00;">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの※1 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000人 又は 収容定員50% 以内のいずれか 大きい方</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 100%以内 (同左) </td> <td style="vertical-align: top;"> 50%※2以内 (同左) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収容率		人数上限	大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの ※1	大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左)	5,000人 又は 収容定員50% 以内のいずれか 大きい方	100%以内 (同左)	50%※2以内 (同左)	
収容率		人数上限																	
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人																	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%※2以内 (席がない場合は十分な間隔)																		
収容率		人数上限																	
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・(同左) 飲食を伴うが発声がないもの ※1	大声での歓声、声援が想定されるもの ・(同左)	5,000人 又は 収容定員50% 以内のいずれか 大きい方																	
100%以内 (同左)	50%※2以内 (同左)																		
【共通の取扱い】 ※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、上記のとおり取り扱うことを可とする。 ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。																			

飲食店等に対する要請等【仙台市内】（新旧対照表）



対策①

「重点措置」適用期間（5/11まで）	リバウンド防止徹底期間（5/12-31）
○ 全ての飲食店等に対する 午前5時から午後8時までの時短要請（法31条の6第1項） （※宅配・テイクアウトを除く）	○ <u>接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2に 対する午前5時から午後8時までの営業時間短縮 （法24条9項）</u> （※宅配・テイクアウトを除く）
○ 酒類提供は午前11時から午後7時まで（法31条の6第1項）	同左 <u>（法24条第9項）</u>
○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない 利用者の入場禁止（退場を含む）（法31条の6第1項）	同左 <u>（法24条第9項）</u>
○ アクリル板の設置等（法31条の6第1項）	同左 <u>（法24条第9項）</u>
○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、 発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、 事業所の消毒、施設の換気等（法31条の6第1項）	同左 <u>（法24条第9項）</u>
○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗） （法31条の6第1項）	同左 <u>（法24条第9項）</u>
○ CO ₂ センサーの設置（法24条第9項）	同左（継続）
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底（法24条第9項）	同左（継続）

※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。なお、「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。

飲食店等に対する要請等【仙台市外】 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
○ ①接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2に対する午前5時から午後9時までの時短要請 (法24条第9項) (※宅配・テイクアウトを除く)	終了
○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) (法24条第9項)	同左 (継続)
○ アクリル板の設置等 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗) (法24条第9項)	同左 (継続)
○ CO ₂ センサーの設置 (法24条第9項)	同左 (継続)
○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 (法24条第9項)	同左 (継続)

※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む

その他の施設に対する要請等【県内全域】 (新旧対照表)



対策①

「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
<p>(対象施設①) 全ての施設・店舗等</p> <p>(協力依頼内容①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策 ○ 国の接触確認アプリ (COCOA) , みやぎお知らせコロナアプリ (MICA) の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守 <p>→ 特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底すること</p>	<p>同左 (「重点措置」適用前の協力依頼内容を継続)</p>
<p>(対象施設②) 仙台市内の運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) 遊興施設※1、物品販売業を営む店舗※2 (1,000㎡超) サービス業を営む店舗※2 (1,000㎡超)</p> <p>(協力依頼内容②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仙台市内の上記施設に対する午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで) 	<p>終了</p>

※1 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は協力依頼の対象外。

※2 生活必需サービスを除く。

その他の協力依頼内容【県内全域】

(新旧対照表)



対策①

	「重点措置」適用期間 (5/11まで)	リバウンド防止徹底期間 (5/12-31)
事業者への協力依頼	○ 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること	同左 (継続)
	○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること	○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の <u>集団生活の場</u> も含めた感染防止対策を徹底すること
	○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること	○ 従業員等に対し、 <u>飲食を伴う懇親会等</u> を控えるよう求めること
	○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めること。	○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
大学等への協力依頼	○ 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること	同左 (継続)
	○ 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること	○ 学生に対し、 <u>飲食を伴う行事等</u> を控えるよう求めること
	○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること	同左 (継続)
	○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること	同左 (継続)
	○ 年度当初に行われる行事(入学式等)は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること	○ <u>学校内での行事は</u> 、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること